

固定資産税のお知らせ

■土地・家屋の価格など縦覧帳簿の縦覧

●とき 4月1日(金)～5月2日(月)(土)(祝を除く)午前8時30分～午後5時15分

●ところ 資産税課

●縦覧できる人 ①市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者とその同居親族

②納税管理人

●持ち物 来庁者の本人確認ができるもの

●縦覧帳簿の内容 土地↓所在、地番、地目、地積、当該年度の価格、家屋↓所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、当該年度の価格

●注意事項 ①所有者の氏名、住所、課税標準額は表示していません ②土地のみ、家屋のみの所有者は、所有する資産の帳簿しか縦覧できません ③縦覧帳簿の複写や電話での照会はできません

■平成23年度分の固定資産課税台帳の縦覧

●とき 4月1日(金)～5月2日(月)(土)(祝を除く)午前8時30分～午後5時15分

●ところ 資産税課

●縦覧できる人 ①納税義務者とその同居親族 ②納税管理人 ③借地借家人など(契約にかかる資産のみ)

●持ち物 来庁者の本人確認ができるもの(③の人は該当する資産の賃貸借契約書も必要)

●その他 期間中、縦覧対象者①②の人には、名寄せの写しを無料で発行します。なお、平成23年度分の固定資産に関する証明は、4月1日(金)から市民税課で発行します

■本人確認をします

縦覧・閲覧・証明発行には、来庁者の運転免許証、パスポート(旅券)、住民基本台帳カード、外国人登録証明書、国民年金手帳、健康保険被保険者証などの身分証明書(※)の提示が必要です。

来庁者が本人か同居の親族でない場合は、委任状や代理権授与通知書など本人から委任を受けたことを証明する書類(法人の場合は、代表者印を押印したもの)も必要です

※顔写真のない身分証明書のみの場合は、2種類必要。

■課税明細書の内容確認を

課税対象となる資産(土地・家屋)の詳細を記載した課税明細書を4月上旬に発送します。不明な点、現状と異なる点がありましたら、早めに連絡してください。この課税明細書は、翌年の確定申告にも使用できます。ただし、再発行はできません

■納期と納税通知書について

平成23年度の固定資産税と都市計画税の納税通知書を4月中旬に発送します。第1期の納期限は5月2日(月)です

■高齢者・障害者・母子(父子)世帯の固定資産税・都市計画税を減免

●対象 平成23年1月1日現在で次の①②の要件を満たし、③のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が居住用以外の固定資産を持つていない ②宅地面積200㎡以下、住宅延べ床面積120㎡以下

③高齢者世帯↓世帯全員が市民税非課税 障害者世帯、平成5年4月2日以降に生まれた児童を扶養する母子(父子)世帯↓世帯全員の合計所得が市長の定める額を超えない

※①③には、詳細な要件があります。詳しくは資産税課まで問い合わせてください。また、ほかの世帯の人に扶養されている場合は該当しません。

※高齢者世帯とは、次の④⑤⑥いずれかに該当する人が固定資産を所有している世帯。

④68歳以上の人 ⑤65歳以上でひとり暮らしの人 ⑥65歳以上で、ねたきりまたは認知症の状態が3か月以上継続している人

●申し込み 4月25日(月)までの午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝を除く)に資産税課へ

問▼資産税課

(☎871-2215) (☎871-2256)

木と友だちに はろう(春編)

●とき 3月27日(月)午前9時～正午

●ところ 秋葉公園

●内容 木の特徴を学び、園内で見つけた好きな木に、自作の「名札」をつける

●対象 小学生

※保護者同伴も可。

●定員 20人(定員を超えた場合は抽せん)

●持ち物 ビニールシート

●その他 おしるこつき

●申し込み 3月19日(土)まで(日)(祝を除く)に電話かファクス、Eメールでエコネットあじょう事務局(☎877-0701 / info@econet.ajyo.ac.jp)へ

●問い合わせ 環境首都推進課(☎871-2206)



総合福祉センターの講座

●受講期間 4月～来年3月

●教室／曜日・時間／定員／費用 左表のとおり

※定員を超えた場合は、初めて受講する人を優先後、抽せん。

●対象 高齢者教養講座↓市内在住の60歳以上の人 身体障害者講座↓市内在住の16歳以上の身体障害者・知的障害

者(障害の程度により、付き添いが必要な場合あり)

●申し込み 3月2日(火)～13日(月)午前9時～午後5時(7日)(日)(祝を除く)に申込書を総合福祉センターへ

※申込書は同センターで配布。

問▼総合福祉センター

(☎877-7888)

高齢者教養講座

教室名	曜日	時間	定員	費用
民謡	第1・3(木)	午前10時～11時30分	各30人	1000円
民舞	第2・4(木)	午後1時30分～3時		2500円
ちぎり絵	第3(木)	午後1時30分～3時30分	各20人	7000円
絵手紙	第2(火)	午前10時～正午		なし
三味線	第2・4(金)	午前10時～11時30分	各15人	1回500円
ヨガ	第2・4(木)			なし

身体障害者講座

教室名	曜日	時間	定員	費用
絵 画	第1・3(火)	午前10時～11時30分	各25人	なし
書 道	第1・3(金)			
料 理	第3(土)	午前9時30分～午後1時	各20人	1回500円
音 楽	第1・3(水)	午後1時30分～3時		なし
手 編	第2～4(火)	午後1時30分～3時30分		7000円
生 花	第2・4(水)			1回700円
抹 茶	第1(木)		各15人	各3600円
煎 茶	第3(木)	午前10時～正午		

安城文化協会の催し

■文人展

●とき 3月11日(金)～13日(日) 午前9時～午後5時(13日は午後4時まで)

●ところ 文化センター

●内容 日本画、洋画、水墨画、書、写真、陶芸、彫塑、工芸、ちぎり絵ほか同協会所属作家の作品約60点を展示

■ごあ展

●とき 3月12日(土)・13日(日)

あんねつと(協働に関する指針を考える市民会議)メンバー追加募集

■協働に関する指針とは

安城市自治基本条例での「協働」の定義に基づき、行政・市民活動団体・法人などが、協働してまちづくりを進めていくための役割や具体的方法をまとめたものです

■あんねつと

●役割 審議会が指針を策定するために必要な素案をまとめる

●活動 4月下旬から5月2回

程度、平日の夜間に2時間の会議に出席

●資格 市内在住・在勤・在学か、市内で市民活動をしている人

●募集人数 20人程度

●申し込み 3月1日(火)～25日(金)午前8時30分～午後5時(土)(日)(祝を除く)に持参か郵送ファクス、Eメールで市民活動課(〒441-8501住所記載不要) / FAX 876-11112 / katsudoo@city.anjo.aichi.

市へ



問▼市民活動課

(☎871-2218)

小・中学生4203点から 交通安全ポスター入賞者発表

3月24日(木)～4月14日(木)午前8時30分～午後9時(月)を除く)に、受賞作品を文化センターで展示します。
各賞を受賞したのは、次の皆さん。
(敬称略)

■小学生の部

●県知事賞 山本ぞ美(安城中部小5年)



山本ぞ美さんの作品

●市長賞 外狩雨音(桜町小6年)

●市議会議員賞 船津丸皓士(安城北部小4年)

●市教育長賞 岡本明香(三河安城小1年)

●金賞 藤森諒(三河安城小1年)、神本宏輔(丈山小2年)、松枝哲大(桜町小3年)、菊池龍之介(同小4年)、西久保匠吾(梨の里小5年)、近藤香穂(安城北部小6年)

●銀賞 石川莉朱(里町小1年)、近藤征吾(丈山小2年)、

■中学生の部

●県知事賞 三澤友香(安祥中2年)



三澤友香さんの作品

●市長賞 小林時直(安祥中3年)

●市議会議員賞 大矢柚香(安祥中1年)

●市教育長賞 村尾梨花(安祥中2年)

●金賞 内田詩織(東山中1年)、杉山史樹(同中2年)、綾真都(安祥中3年)

●銀賞 神谷美咲(明祥中1年)、近藤梨紗(東山中2年)、上畠尚之(同中3年)

問▼市民安全課
(☎71)2219

歩け・ランニング運動に 参加しよう

指導員がいますので、気軽にお越しください。

●とき／内容 4月3日(日)～10月16日(日)の毎週(日)歩け運動↓午前6時30分から約4kmの歩行
ランニング運動↓午前6時から約5kmのランニング
※会場によって異なる場合があります。

●ところ 左表のとおり

問▼市体育館
(☎75)3535



会場	内容
安城北部小学校 作野小学校 別所団地公園 西尾若一王子社 東端町内会 農村センター J Aあいち中央桜井支店 箕輪神明神社 市体育館	歩け運動・ランニング運動を実施
今池小学校 作野公民館 中部公民館 市役所 大山公園 赤松子供広場 高棚小学校 祥南小学校 和泉八斗時広場	ランニング運動を実施
	歩け運動を実施



●とき 4月2日(土)
●内容 各出発地点から市総合運動公園多目的グラウンドまで歩きます。
東コース↓歴史博物館駐車場を午前9時スタート
南コース↓デンパーク第4駐車場を午前9時スタート
西コース↓梨の里小学校駐車場を午前9時30分スタート
北コース↓北部公民館駐車場を午前9時30分スタート
●対象 市内在住・在勤・在学の人、体育協会会員
●申し込み 3月1日(火)～22日(火)午前9時～午後8時(休館日を除く)に申し込み書を市体育館、文化センター、各地区公民館、市民会館、マメイドパレス、青少年の家へ
●その他 参加賞・完歩賞あり。当日参加可
●問い合わせ 市体育協会(☎75)5182、市体育館(☎75)3535)

地域を守る消防団

熱き男達！404人の消防団員

市内には、30の消防分団があり、総勢404人の消防団員が活動しています。彼らは、それぞれに自分の仕事を持ちながら、まちの安全・安心を守るために、地域住民の一人として頑張っています。今回は、彼らの活動について紹介します。

- 火災が発生した場合には、消防職員と連携し、昼夜を問わず、「消火作業」「交通整理」「残火処理」「再燃監視」などの活動
- 地震や台風など災害発生時の警戒活動や救助活動
- 平常時は訓練(消防操法など)を中心とした活動
- 「総合防災訓練」「水防訓練」「文化財防火訓練」など、各種防災訓練への参加
- 防火水槽、消火栓などの点検
- 自主防災会主催の防災訓練で、消火器の取り扱い方や応急手当などの指導
- 安城七夕まつりの期間中、火災予防活動と、観光客の安全を守るための「七夕まつり特別警戒」
- 火災の発生しやすい12月の「年末特別警戒」
- 火災予防のための防火広報を随時実施。特に、3月と11月の火災予防週間には、全分団をあげて消防車両での巡回やサイレン吹鳴による火災予防活動
- 地域の各種行事に参加



自主防災訓練に参加する消防団員と地域の子供たち

問▶防災危機管理課(☎71)2220

このように、消防団員は、地域の防災リーダーとして、地域住民の防災意識の高揚を図るために活動しています。また、年齢の違う団員との絆を強めるとともに、地域の仲間づくりの場ともなっています。消防団への入団については、市防災危機管理課か安城消防署消防団係まで問い合わせてください。

まちの安全・安心を守るためには、消防団の活動だけではなく、地域の取り組みと一体になることが大切です。『自分たちのまちは、自分たちで守る』を合言葉に、隣近所の皆さんを誘って、地元の「自主防災訓練」に参加してみましょう。

衣浦東部広域連合からの お知らせ

■春の火災予防運動3月1日(火)～7日(月)消したかなあなたを守る「合言葉」
運動期間中、午後9時に30秒間のサイレンを鳴らします

●命を守る7つのポイント

- 「3つの習慣」
- 寝たばこはやめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す

「4つの対策」

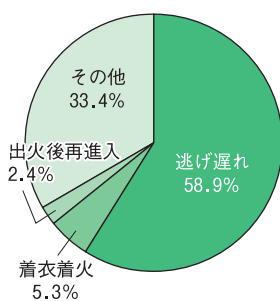
- 住宅用火災警報器の設置
- 防災製品を使用
- 住宅用消火器などを設置
- お年寄りや身体の不自由な



■住宅用火災警報器の設置を

人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅火災で死に至った原因



住宅火災による死亡原因の第1位は「逃げ遅れ」です。寝ている間は、火災に気付くのが遅くなります。煙や臭いを感じた時には、火に囲まれていたり、有毒ガスを吸い込んで身動きが取れなくなったりする場合があります。すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。1日でも早く設置しましょう。

●設置場所 寝室・階段・台所

問▼衣浦東部広域連合
消防局予防課
(☎63)0136